



## 【大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部改正(案)の閲覧場所】

令和8年5月19日（火）から令和8年6月18日（木）まで、次の各所で閲覧可能です。

閲覧場所	所在地
健康局生活衛生部生活衛生課	大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 2 階）
保健所環境衛生監視課 （旅館業指導グループ）	大阪市中央区船場中央 1-2-1-B119 （船場センタービル 1 号館地下 1 階）
市民情報プラザ	大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 1 階）

## 【大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部改正(案)の掲載場所】

大阪市ホームページ

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei\\_boshu/kenko/0000676751.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kenko/0000676751.html)



発行  
及び  
問合せ先

大 阪 市 健 康 局  
生 活 衛 生 部 生 活 衛 生 課  
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20  
TEL 06-6208-9981  
FAX 06-6202-6967